

東北地方太平洋沖地震（東北関東大震災）の対応

3月11日（金）、午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震（東北関東大震災）が発生しました。

当市においても6強の震度があり、直ちに市長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、情報収集や応急対策にあたりました。

市内では人的被害9件（重傷4件、軽傷5件）のほか、道路や建物などの損壊、塀倒壊などの被害が多数発生しました。公共施設の中には市役所本庁舎の損壊も含まれ、市民の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。今後も、強い揺れを伴う多数の余震が続くと予想されております。

市民の皆さまにおかれましても、今後も引き続き、市や報道機関からの情報を注意深くご覧いただき、落

【市内被災状況】（3月25日現在）

分類	人数(件数)
人的被害	9
住宅	768
非住宅	276
塀	633
道路	15
橋	5
水道 排水池	2
下水道 浄化槽	26
土砂崩れ	8
地割れ	4
墓石	多数

ち着いて行動されるようお願いいたします。

市の窓口業務

地震により市役所本庁舎が損壊を受けたため、市役所の次の窓口業務については当分の間、市役所南別館2階会議室で行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

- ・ 市民課窓口（住民票の写し・印鑑登録証明書の交付、住民異動届・戸籍の届出など）
- ・ 税務課窓口（税の証明書の交付、軽自動車登録など）
- ・ 収税課窓口（市税等の納付相談、収納など）
- ・ 国保年金課窓口（各種医療費助成申請の受付、国民健康保険の資格取得・喪失届の受付など）
- ・ 会計課窓口（市税等の収納など）

なお、各支所・出張所につきましては、従来どおりの業務になります。

可燃ごみの排出

地震により、現在、ごみ焼却施設（広域クリーンセンター大田原）の一部に破損が生じたため、一時的に

使用できない状況となっており、修繕工事が完了するまで約2カ月間と長引くことが予想されます。

このため、本市は緊急措置として、可燃ごみの一時保管場所を設け、一時ストックを行っております。

収集業務につきましては、現在、通常どおり行っておりますが、今後、計画停電などの理由により収集回数を変更する場合も考えられますので、今まで以上に「資源ごみ（紙類）」と「可燃ごみ」の分別徹底を図り、可燃ごみの排出抑制（ごみの減量）にご協力をお願いします。

特に、生ごみについては、減量化や悪臭など衛生面の観点からも、十分な水きりの徹底をお願いします。

なお、ごみを直接搬入する場合は、これまでどおり広域クリーンセンター大田原での受け入れが可能となっております。

問い合わせ

広域クリーンセンター大田原

TEL (20) 2270

生活環境課生活環境係

TEL (23) 8706

計画停電

東京電力は、地震に伴い、設備が大きな被害を受けたことにより電力を十分に供給できないため、計画的に電力の供給を停止する「計画停電」を行っており、今後もしばらく行われる予定です。

当市は第1グループ、第5グループの二つのグループに分かれており、実際の停電時間は、テレビのニュースや東京電力のホームページなどでご確認ください。

問い合わせ

計画停電ご案内専用ダイヤル

TEL 0120-925-433

http://www.tepco.co.jp/

index.html

節電にご協力ください

市民の皆さまには、不要な照明や電気機器のご利用を控えていただくなどの節電により、計画停電の期間時間が短縮できる可能性があります。停電を回避するためにも、より一層の節電にご協力ください。

なお、停電により水道も出にくくなる場合がありますので、ご理解をお願いいたします。あわせて、節水と水の貯め置きをお願いします。

防犯・交通事故防止へのお願

計画停電の実施により、街灯などが消灯します。そのため、夕方から夜間にかけての外出を控え、必要があつて外出する場合には、女性・子ども一人歩きはしないなど、防犯対策に努めてください。

また、停電時間帯は管内の信号機も消灯します。交差点の通行には十分注意を払って運転してください。主要交差点では、警察官による交通整理を実施しますので、現場の警察官の指示に従ってください。

悪徳商法に注意

このたびの震災につけ込み、必要のない住宅リフォームや工事を勧められ、過剰な金額を請求する悪徳業者が出没する恐れがあります。

悪徳業者は「基礎にヒビが入っている、このままでは大変なことになる」と嘘を言ったり、「点検は無料」といって親切を装って近づいてきますので、十分ご注意ください。

問い合わせ

大田原市消費生活センター

TEL (23) 6236

※受付時間

平日 午前9時～正午、午後1時～4時

中止となる事業・講座など

○人権相談・総合行政相談

・黒羽地区 4月19日(火)

・問い合わせ

(人権相談)

総務課総務防災係

TEL (23) 1111

(総合行政相談)

秘書課広報広聴係

TEL (23) 8700

○市民無料法律相談

当分のあいだ

・問い合わせ

総務課文書法規係

TEL (23) 8702

○平成23年度市民学校(大田原西地

区公民館)へエコクラフト手芸・フラワーアレンジメント)

・問い合わせ

大田原西地区公民館

TEL (23) 8719

○大田原西地区公民館主催将棋教室

・問い合わせ

大田原西地区公民館

TEL (23) 8719

今後市の催しの日程や施設の利用日などを変更する場合があります。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

固定資産税・都市計画税の減免

地震などにより、家屋損壊、滅失、崖崩れなどの甚大な被害をうけた納税者の方に対して、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。対象となるのは、課税した固定資産税・都市計画税のうち、まだ納期限の到来していない納期分についてとなります。

減免を受けるには、納税者ご本人の申請が必要となります。

申請できる方

納税義務者(所有者)

※本人または同居の親族以外の場合、委任状が必要です。

申請に必要なもの

・市税減免申請書(税務課備え付け)

・印鑑

受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

申請先

税務課資産税係(湯津上庁舎内)

●手数料 無料

問い合わせ

税務課資産税係

TEL (98) 2119

被災証明・被災申出証明

被災証明

今回のような自然災害により家屋が破損した場合、その程度を認定基準に基づき判定し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかの認定結果を市が証明するものです。

被害の程度に応じて各種支援制度などをご利用になる際には、多くの場合、この証明書の提出を求められます。このため、市では証明の発行を行うため、被害認定調査を行っています。

なお、被災証明書の発行には時間がかかりまので、申請を受けて、その場での発行はできません。また、被害状況が基準に満たない場合、証明書が発行できない場合がありますので、ご了承ください。

被災申出証明

自然災害により家財等に被害があったことを市に申し出たことを証明するものです。家財道具や電化製品などの保険金の請求で必要となります。

名称	申請できる方	申請に必要なもの	申請先・問い合わせ
被災証明	・被災された本人 ・同居の親族 ・使用者	・被災証明願(窓口備え付け) ・被害状況が分かる写真(屋根瓦のずれ、柱・床・天井のゆがみ、外壁・内壁・基礎のひび割れなど) ・身分証明書(運転免許証等) ・印鑑	税務課税制係 (南別館2階) TEL (23) 8785
被災申出証明	・被災された本人	・印鑑	総務課総務防災係 (東別館2階) TEL (23) 1111

※被災証明については、原則として復旧後の証明はできません。

このたびの地震では、市内でも震度6強の激しい揺れを観測しました。この影響で、地震直後から市内全域で長時間にわたる停電が起きたほか、建物が壊れるなどの被害が発生しましたが、市民の皆さまの冷静な対応により、大きな混乱が起きなかったことに、心から感謝を申し上げます。引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

総務課総務防災係

TEL (23) 1111